

4 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 27 年 4 月 13 日 (月) 午後 1 時 40 分
ところ 八戸市農業経営振興センター 多目的研修室

出席した委員

1 番 齋藤正人、2 番 明戸政勝、3 番 和泉俊雄、4 番 清川新一、

5 番 三浦豊、6 番 松橋剛志、7 番 川畑修一、8 番 村上仁、

9 番 赤坂英夫、10 番 西野茂雄、12 番 上野正雄、15 番 大沢俊幸、

16 番 三浦慶一、17 番 坂下彌一、18 番 下館敏、19 番 籠田悦子

欠席した委員

11 番 三浦隆宏、13 番 石橋充志、14 番 谷地秀典

職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農政 G L 事務取扱) 畑内俊一、農地 G L 寺沢智幸

主幹 大里知矢、技査 菊谷武夫

部会長

只今から、農地部会を開催致します。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。

本日の議事につきましては、お手元に差し上げております議事日程により、議事を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名致します。

議事録署名者に、17番 坂下彌一委員、19番 籠田悦子委員、両氏を指名致します。

日程第2

次に、日程第2、議案第17号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題と致します。

それでは、調査を担当されました委員から説明願います。

下館委員

下館から、報告いたします。去る3月26日、三浦委員と市庁別館8階会議室において19番から27番まで調査して参りましたのでご報告致します。

3条19番

まず、19番ですが、渡人の住所・氏名及び受人の住所・氏名・世帯・耕作状況ならびに土地の所在・地目面積は別紙記載の通りです。受人、渡人とも本人出席しております。受人と渡人の関係は親戚、態様別は贈与、申請事由は渡人の方は離農のため、受人の方は渡人の要望、申請地における受人の作付計画は水稻です。申請地周囲の状況ですが、通作距離はだいたい500メートル、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり。農業経験は40年。年金、税猶予等はありません。受人の農地保有並びに耕作状況ですが田を7,279㎡所有しています。受人世帯人等の労働力及び農機具保有状況は、世帯員男2人女2人、うち農業専従者男1人女1人、兼業者女1人、農機具の保有状況はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、その他軽トラック2台です。

3条20番

続きまして20番ですが、渡人の住所・氏名及び受人の住所・氏名・世帯・耕作状況ならびに土地の所在・地目面積は別紙記載の通りです。渡人の方は代理人出席、受人の方も代理人出席。受人と渡人の関係ですが他人と言っていました。態様別は売買、申請事由は渡人の方は労力不足、受人の方は新規就農です。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は水稻です。過去3年間における農地の取得・売却事例は、平成25年11月に渡人が、田を取得しています。通作距

離は2キロ、耕作道あり、農地集団化あり、農業経験は20年。年金、税猶予等はありません。受人の農地保有並びに耕作状況ですが畑を2,047㎡所有しています。受人世帯人等の労働力及び農機具保有状況は、世帯員男4人女2人、うち農業専従者男1人、兼業者男1人女1人、農機具の方はトラクター1台、噴霧器1台、田植機1台、軽トラック1台です。これらの農機具は父より借りるといふ事です。

3条 21番

続きまして21番ですが、渡人の住所・氏名及び受人の住所・氏名・世帯・耕作状況ならびに土地の所在・地目面積は別紙記載の通りです。受人の方は代理人出席、渡人の方は本人出席。受人と渡人の関係は親戚といふ事です。態様別は贈与、申請事由は渡人の方は労力不足、受人の方は渡人からの要望、申請地における受人の作付計画は水稻です。申請地周囲の状況ですが、通作距離は1キロ、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、休耕地山林地あり、農業経験は5年。年金、税猶予等はありません。受人の農地保有並びに耕作状況ですが田を4,867㎡、畑を74,010㎡所有しています。受人の世帯員等の労働力及び農機具保有状況は、男2人女3人、うち農業専従者女3人、兼業者男1人、農機具の方はトラクター1台、軽トラック1台、田植機1台、管理機1台です。

3条 22番

続きまして22番ですが、渡人の住所・氏名及び受人の住所・氏名・世帯・耕作状況ならびに土地の所在・地目面積は記載の通りです。受人の方は代理人出席、渡人は本人出席。受人と渡人の関係は親戚といふ事です。態様別は贈与、申請事由は渡人の方は労力不足、受人の方は渡人の要望、申請地における受人の作付計画は水稻です。申請地の通作距離は1キロ、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、農業経験は30年。年金、税猶予等はありません。受人の農地保有並びに耕作状況ですが田を4,867㎡、畑を74,010㎡所有しています。世帯人等男2人女3人、うち農業専従者女3人、兼業者男1人、農機具の方はトラクター1台、軽トラック1台、田植機1台、管理機1台、以上です。

3条 23番

続きまして23番ですが、渡人の住所・氏名及び受人の住所・氏名・世帯・耕作状況ならびに土地の所在・地目面積は記載の通りです。受人の方は本人出席、渡人は2人いる中で1人は本人出席、あと1人の方は代理人出席です。受人と渡人の関係は知人といふ事です。態様別は売買、申請事由は渡人の方は労力不足、受人の方は渡人からの要望、申請地における受人の作付計画は水稻。受人は65歳以上で、後継者の方はあり。申請地周囲の状況ですが、通作距離は2キロ、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地山林地あり、農業経験55年。年金、税猶予等はありません。受人の農地保有並びに耕作状況ですが田を4,736㎡、畑を1,989㎡所有しています。受人の世帯員等の労働力及び農機具保有状況は、男2人女4人、うち農業専従者男1人女1人、兼業者男1人女1人、農機具の方はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台、管理機2台です。

3条 24 番

続きまして 24 番ですが、渡人の住所・氏名及び受人の住所・氏名・世帯・耕作状況ならびに土地の所在・地目面積は別紙記載の通りです。渡人・受ともに本人出席、受人と渡人の関係は知人。態様別は交換という事です。申請事由は渡人は受人からの要望、受人の方は渡人からの要望という事です。申請地における受人の作付計画は野菜。受人は 65 歳以上で、農業後継者あり。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 300 メートル、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地あり、農業経験 50 年。年金、税猶予等はありません。受人の農地保有並びに耕作状況ですが田を 1,207 m²、畑を 4,621 m²所有しています。受人の労働力及び農機具保有状況ですが、世帯員は男 2 人女 2 人、うち農業専従者男 1 人女 1 人、兼業者男 1 人、農機具は軽トラック 1 台、トラクター 1 台です。

3条 25 番

続きまして 25 番ですが、渡人の住所・氏名及び受人の住所・氏名・世帯・耕作状況ならびに土地の所在・地目面積は別紙記載の通りです。受人と渡人の方は本人出席、受人と渡人の関係は知人。態様別は売買。申請事由は渡人の方は労力不足、受人の方は新規就農。受人の作付計画はそばという事です。受人は 65 歳以上で、農業後継者あり。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 1 キロ、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、休耕地山林地あり、農業経験 50 年。年金、税猶予等はありません。受人の農地保有並びに耕作状況ですが畑を 2,374 m²所有しています。受人の労働力及び農機具保有状況は、世帯員等男 1 人、うち農業専従者男 1 人、農機具は軽トラック 1 台、トラクター 1 台、草刈機 1 台、以上です。

3条 26 番

～ 3条 27 番

続きまして 26 番と 27 番は、受人も渡人も同じ人なので同時に進めていきたいと思えます。26 番と 27 番の渡人の住所・氏名及び受人の住所・氏名・世帯・耕作状況ならびに土地の所在・地目面積は別紙記載の通りです。受人と渡人の関係は親戚。態様別は 26 番の方は売買、27 番の方は使用貸借になっております。申請理由は渡人は労力不足、受人の方は新規就農。申請地における受人の作付計画は 26 番の方は白菜、27 番の方は水稻となっております。申請地の周囲の状況ですが、26 番の方は通作距離は自宅と隣接しております。耕作道あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地山林地あり、農業経験 6 年。27 番の方は通作距離 6 キロ、耕作道あり、農地集団化ありとなっております。年金、税猶予等はありません。受人の労働力及び農機具保有状況ですが、世帯員は男 2 人女 1 人、うち兼業者男 2 人女 1 人、農機具はトラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台。これらの農機具は親戚から借用するとの事です。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので許可して差し支えないものと考えます。以上です。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第18号、平成27年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題と致しますが本議案の中には、●●委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、当該事案に係る審議を先に行う事とし、その間、●●委員は退席願います。

(●●委員退室)

部会長

それでは、事務局からから説明願います。

菊谷技査

事務局の菊谷から、議案第18号「平成27年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定について」を説明いたします。今回の利用権設定件数は賃貸借14件、使用貸借1件の計15件となっております。貸し手及び借り手の人数につきましては、貸し手16人、借り手12人で、利用権設定面積は147,108㎡でございます。

それでは、●●委員が関係する事案1件を説明いたします。資料4ページをお開き願います。貸し手及び借り手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額で年間100,000円でございます。

公告年月日は、平成27年4月17日を予定しております。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。
よって本議案は承認することに決しました。

●●委員の入室をお願い致します。

(●●委員入室)

部会長

それでは事務局から残りの事案についての説明願います。

菊谷技査	引き続き、事務局の菊谷から説明いたします。資料4ページをご覧ください。 貸し手及び借り手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積1番	番号1番、利用権の種類及び内容は、葉たばこを作付けするために5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額で年間302,500円でございます。
利用集積3番	番号3番、利用権の種類及び内容は、水稲を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額で年間もみ5俵でございます。
利用集積4番	番号4番、利用権の種類及び内容は、水稲を作付けするために、5年間使用賃貸借するものでございます。
利用集積5番	番号5番、利用権の種類及び内容は、水稲を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当たり年間6,000円でございます。 次ページをお開き願います。
利用集積6番	番号6番、利用権の種類及び内容は、水稲を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当たり年間6,000円でございます。
利用集積7番	番号7番、利用権の種類及び内容は、水稲を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。
利用集積8番	番号8番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当たり年間6,500円でございます。
利用集積9番	番号9番、利用権の種類及び内容は、水稲を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。
利用集積10番	番号10番、利用権の種類及び内容は、水稲を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当たり年間でもみ60kgでございます。 次ページをご覧ください。
利用集積11番～ 利用集積12番	番号11番、12番につきましては、同一の借り手による利用権の設定となるものでございます。利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては番号11番が総額で年間52,000円、番号12番が総額で年間8,900円でございます。
利用集積13番～ 利用集積14番	番号13番、14番は、同一の借り手による利用権の設定となるものでございます。利用権の種類及び内容は、ナガイモを作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては番号13番が総額で年間20,000円、番号14番が総額で年間25,000円でございます。
利用集積15番	番号15番。利用権の種類及び内容は、大根を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額で年間600,000円でございます。 公告年月日は平成27年4月17日を予定しております。 以上、説明を終わります。
部会長	只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 19 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。それでは調査を担当されました委員から、説明願います。

三浦委員

三浦と下館委員が調査にあたりました。3月26日午前中に現地を調査し、午後から聞き取り調査を行いました。申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は関連資料の7ページに記載の通りです。調査には本人とその息子が同席しておりました。転用目的は植林ですが土地は既に植林されており顛末書が出ております。実施計画については昭和51年6月30日から平成7年6月30日に実施したということでした。事業の資金調達については自己資金になっております。農用地区域については区域外、土地改良区の意見は不要、開発許可については不要、埋蔵文化財については区域外。立地条件と致しましては、青森県立八戸西高校から南西側約2.1キロに位置します。周囲の状況に関しては山林に囲まれており、農道に接しています。用排水路はありません。農地区分としては第2種農地で中山間地域等の存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地となっております。また、第3種農地以外の場合の許可相当と判断した理由についてですが、周囲が山林に囲まれており、日陰となっていて、また急傾斜であるため近傍の標準的な農地と比較して生産性は低いものと思われまます。仮登記設定についてはなし。根抵当権設定なし。地上権設定なし。地役権設定なしになっています。経営移譲年金についてはなし。相続税、贈与税猶予についてもありません。先ほども言いましたが、これについては昭和51年に実施してありましたが、顛末書を提出して頂き、今後こういう事のないようにという事で本人とその息子の方と一緒に話しました。以上のことから、許可相当とみられると思います。以上です。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

三浦委員

引き続きまして農地法第 5 条に関する議題としまして関係資料については 8 ページ 5 番、6 番、7 番、9 ページ 8 番まで説明致します。
受人・渡人の住所・氏名・土地の所在地・地目・面積につきましては記載の通りで

5条許可5番

す。先ほども言った通り調査日は3月26日、別館8階の会議室にて調査しました。

5番については、賃借人については本人が出席、賃貸人については代理人の委任状が出ており、その方が出ておりました。本人と代理人の出席に関して免許証等の提出により確認を取りました。譲渡人と譲受人の関係については特にございません。転用目的は資材置場、実施計画については平成25年4月5日から4月10日になっております。態様別は賃貸借でして1年間に20,000円、これを10年間借りるという事です。10年後については事業がうまくいけばそのまま借りるという事です、その後についてはまた考えるかもしれないという事でした。資金調達計画については自己資金となっております。農用地区域については区域外、開発許可は不要、土地改良区の意見は不要、開発許可は不要、埋蔵文化財は区域外、土砂及び油等の流出堆積崩壊等の恐れのある場合の措置としては盛土をしておりました。立地条件と致しましては八戸市立白山台中学校から南側950メートルに位置します。周囲の状況は山林・農地に囲まれています。道路の有無に対しては、市道に接しています。用排水路あり。農地区分は第2種農地として中山間地域等の存在する農業公共施設等の対象となっていない小集団の生産性の低い農地になっています。第3種農地以外の場合、許可相当と判断した理由ですが、申請地の周囲は山林に囲まれており日陰となるため、近傍の標準的な農地と比較して生産性は低いものとみています。権利調整措置については、仮登記なし、根抵当権設定なし、地上権設定なし、地役権設定なしとなっております。経営移譲年金についてはなし、相続税猶予はなし、贈与税猶予についてもなしとなっております。これについても申請地を見に行ったところ、既に駐車場・資材置場になっておりましたので、顛末書を提出して頂き、この方には今後このような事になれば、罰則があるとの事を伝えました。

5条許可6番

次の6番になります。住所・氏名・土地の所在地・地目・面積については記載の通りです。賃借人は本人が出席、賃貸人については代理人が出席して、受人と渡人の関係は特にありません。転用目的は資材置場で、これも先ほどと同じ方になっていまして関連しています。土地の態様別は賃貸借、10年間で1年10,000円との事でした。資金調達計画につきましては自己資金です。他法令等の関連につきましては、農用地区域は区域外、土地改良区の意見は不要、開発許可は不要、埋蔵文化財については区域外。被害防除措置としては、同じく盛土がされておりました。立地条件は先程と同じ、八戸市立白山台中学校から南側950メートルに位置し、山林・農地に囲まれていました。市道に接して用排水路はありました。農地区分としましては、第2種農地で中山間地域等の存在する農業公共投資等の対象となっていない小集団の生産性の低い農地になっています。許可相当とした理由というのは、申請地の周囲は山林に囲まれており日陰となり、近傍の標準的な農地と比較して生産性は低い。権利調整措置については、仮登記なし、根抵当権なし、地上権設定なし、地役権設定なし。経営移譲年金はなし、相続税猶予なし、贈与税猶予はなし。同じく顛末書が提出されておりました。

5条許可7番

続きまして、7番。受人、渡人、土地の所在地・地目・面積・転用目的につきましては記載の通りです。受人、渡人とも本人が出席しております。受人と渡人との関係は兄弟です。土地の態様別は贈与。農用地区域については区域外、土地改良区

の意見は不要、開発許可は不要、埋蔵文化財については区域外。立地条件と致しまして、八戸市立是川小学校から南東側約 400 メートルに位置しています。周囲の状況につきましては、宅地、農地に囲まれています。道路の有無については、県道に接しています。用排水路はなし。農地区分は第 1 種農地。概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。許可相当と判断した理由については既存敷地の拡張で、既存面積の 2 分の 1 を超えないものに該当します。権利調整措置につきましては、仮登記なし、根抵当権なし、地上権設定なし、地役権設定なし。経営移譲年金についてはなし、相続税猶予についてはなし、贈与税猶予についてはなし。なお、これについても既に転用がされておりますので、顛末書を提出して頂き、今後このような事がないように、という事を渡人、受人に対して説明致しました。

5 条許可 8 番

続きまして次のページ、関連資料の 9 ページ番号 8 番になります。受人、渡人、土地の所在・地目・面積・転用目的については記載の通りです。受人、渡人とも代理人が出席しており、受人と渡人との関係は他人です。委任状が提出されており、免許証で本人確認をしております。午前中申請地に行ったところ、周りが住宅に囲まれていました。土地の態様別については売買。事業全体の資金調達計画については自己資金との事でした。残高証明書の添付はあります。農用区域については区域外、土地改良区の意見については不要、開発許可については不要、埋蔵文化財については区域外。被害防除措置としてガードレールを設置してクレーン車を入れたいという事でしたので、近隣の宅地や周りの方に事故のないようにという事で説明してあります。立地条件と致しましては青森県立八戸西高校から北西側約 1.1 キロに位置します。周囲の状況は、宅地や、雑種地に囲まれています。道路の有無については、市道に接しています。用排水路はなし。農地区分としては第 2 種農地で宅地化の状況が市街地と同程度の区域に近接し、10ha 未満の規模の農地に該当しています。また第 3 種農地以外の場合、許可相当と判断した理由ですが会社の規模拡大に伴い所有地が手狭となったため既存敷地を拡張するものです。権利調整措置につきましては、仮登記設定はなし、根抵当権設定なし、地上権設定なし、地役権設定なしとなっております。経営移譲年金受給についてはなし、相続税猶予なし、贈与税猶予ありません。以上、許可相当と思いますのでよろしくお願い致します。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

松橋委員

はい。

部会長

松橋委員

松橋委員

はい、5 番 6 番についてですが、これは確か荒廃農地調査で私も調査に行った物件だと思うんですけども、去年、それ以前にも見て確かこれは是正しなければならないという事でやってきた物件でして、申請地の道路を挟んで反対側にハウスが建ってるような気がしたんですけど、あそこの部分は農地の部分でしょうか。その辺わかったら教えて頂きたいのと、こういう物件が荒廃農地等の調査をしているとあ

と思うので、これからはもっと速やかにこういう風な是正を業者等にするようにした方が良くと思います。

菊谷技査

事務局の菊谷から説明させていただきます。ハウスが建っている場所につきましては地目は山林になっております。よろしいでしょうか。

松橋委員

はい。

部会長

あとございませんか。
ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、報告第19号、農地法第3条の3項第1項の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

菊谷技査

事務局の菊谷から、ご報告いたします。
この案件は、相続等届出の3月分でございます。資料の10ページをお開き願います。
権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等届出 22 番～
相続等届出 30 番

今回の届出は、資料10ページ番号22番から資料12ページ番号30番までの計9件となっております。権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料11ページ番号26番が希望あり、そのほかにつきましては希望なしとなっております。

何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第7

次に日程第7、報告第20号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の撤回についてを議題と致します。

部会長	事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里からご報告致します。この案件は、市街化区域内の4条届出の撤回願の3月分でございます。資料の13ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条届出撤回1番	番号1番、撤回理由は転用目的の変更によるものでございます。書類は適正であり、受理した旨を申請人に対し通知しております。以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第8、第9	次に、日程第8、報告第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里からご報告致します。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の3月分でございます。 まず4条からご報告申し上げます。資料の14ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条届出9番	番号9番、転用目的は駐車場でございます。
4条届出10番	番号10番、転用目的は道路でございます。
4条届出11番	番号11番、転用目的は資材置場でございます。 15ページをお開き願います。
4条届出12番、13番	番号12番、13番、転用目的は太陽光発電設備の設置でございます。
4条届出14番	番号14番、転用目的は宅地分譲でございます。 16ページをご覧ください。
4条届出15番	番号15番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。 続きまして、5条につきましてご報告申し上げます。17ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条届出25番	番号25番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条届出26番、27番	番号26番、27番、転用目的は宅地分譲でございます。 18ページをお開き願います。
5条届出28番	番号28番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条届出29番、30番	番号29番、30番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出 31 番	19 ページをご覧ください。 番号 31 番、転用目的は太陽光発電設備の設置でございます。
5条届出 32 番、33 番	番号 32 番、33 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 20 ページをお開き願います。
5条届出 34 番、35 番	番号 34 番、35 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条届出 36 番	番号 36 番、転用目的は駐車場でございます。 21 ページをご覧ください。
5条届出 37 番	番号 37 番、転用目的は駐車場でございます。
5条届出 38 番、39 番	番号 38 番、39 番 転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 22 ページをお開き願います。
5条届出 40 番	番号 40 番、転用目的は資材置場でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 10	次に、日程第 10、報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題と致します。事務局から報告願います。
菊谷技査	事務局の菊谷から、ご報告いたします。資料の 23 ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
合意解約 12 番 合意解約～14 番	番号 12 番、番号 13 番、番号 14 番につきましていずれも、農業経営基盤強化促進法賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。なお、番号 14 番につきましては、合意解約後別の方と貸借するという事で、資料 5 ページにあります、平成 27 年度第 1 号八戸市農用地利用集積計画関係資料の番号 7 番及び番号 9 番に記載されております。 通知年月日は、平成 27 年 4 月 16 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり) ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議案についてはすべて終了致しましたので、農地部会を閉会致します。

(閉会 14 時 12 分)